介護保険における福祉用具購入費支給の内容及び手続方法

在宅の要支援又は要介護者が、日常生活の自立の助けとするため、貸与になじまない入浴、排泄に用いる福祉用具を購入された場合は、福祉用具購入費として、支給が受けられます。

対象となる福祉用具の種目

1）腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2）自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く）
3）排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く）
4 9）入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 1 入浴用いす 座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有する者に限る。 2 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 3 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 4 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 5 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差を解消を図ることができるものに限る。 6 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の床面の高さを補うものに限る。 7 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
5）簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
6）移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

支給額

支給限度基準額は、同一年度（4 月から翌年 3 月まで）で 10 万円です。（そのうち、１割から３割が自己負担となります。）支給限度基準額を超える額については、全額自己負担となります。

1.【償還払い】による福祉用具購入費支給手続

①福祉用具を購入し、介護保険から福祉用具購入費の支給を希望する方は、まずケアマネジャー（介護支援専門員）にご相談ください。

②都道府県等から福祉用具販売事業者の指定を受けている販売業者に購入依頼をしてください。ケアマネジャー、販売業者の福祉用具専門相談員及び本人、家族の三者の話し合いにより、本人の心身の状況等を踏まえた適切な福祉用具を選定してください。

③福祉用具購入費支給申請に必要な書類を、介護保険課（本庁舎２階26番窓口）まで提出してください。申請書類提出は、ケアマネジャー又は販売業者に代行していただいても結構です。申請に必要な書類は、次のとおりです。

・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
・福祉用具購入品の概要が分かるもの（パンフレット等）
・購入に要した費用の領収書（原本）
・医学的所見のわかる書類（排泄予測支援機器）
・排泄予測支援機器確認調書（排泄予測支援機器）

④支給が決定しましたら、支給決定通知書を送付します。また、決定金額は、支給申請書に記載されている指定口座に振り込みします。

2.【受領委任払い】による福祉用具購入費支給手続

①福祉用具を購入し、介護保険から福祉用具購入費の支給を希望する方は、まずケアマネジャー（介護支援専門員）にご相談してください。この際、受領委任払いの方法による支給を希望する旨も併せてお伝えください。（なお、介護保険料滞納による給付制限を受けている方は利用できません。）

②都道府県等から福祉用具販売事業者の指定を受けており、かつ介護保険課に受領委任払い取扱事業者として登録済の販売業者に購入依頼をしてください。ケアマネジャー、販売業者の福祉用具専門相談員及び本人、家族の三者の話し合いにより、本人の心身の状況等を踏まえた適切な福祉用具を選定してください。

③購入前に介護保険課（本庁舎２階26番窓口）にて、受領委任払い事前承認申請をしてください。事前に内容の確認を受けてから購入していただくことになります。承認申請時に提出いただく書類は次のとおりです。申請書類提出は、ケアマネジャー又は販売業者に代行していただいても結構です。

Ａ：介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い事前承認申請書兼確認書
Ｂ：福祉用具購入品の概要が分かるもの（パンフレット等）
Ｃ：医学的所見のわかる書類（排泄予測支援機器）
Ｄ：排泄予測支援機器確認調書（排泄予測支援機器）

④事前承認申請書類は、内容を確認した後、後日返却いたします。なお、申請書類は福祉用具購入費支給申請の際、再度必要となりますので、大切に保管しておいてください。

⑤事前承認申請書類が返却されたら、実際に福祉用具を購入してください。その際、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い事前承認申請書兼確認書（A）に記載してある自己負担額を販売業者に支払い、領収証を発行してもらってください。

⑥福祉用具購入費支給申請に必要な書類を介護保険課（本庁舎２階26番窓口）まで提出してください。申請に必要な書類は、事前承認申請での提出書類Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄのほか次のものが必要です。

Ｅ：介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
Ｆ：購入に要した費用の領収書（原本）

⑦支給が決定しましたら、支給決定通知書を送付します。また、決定金額は、販売業者の登録口座に振り込みします。

受領委任払い利用の際の販売業者について

受領委任払いによる支給を希望する場合の販売業者は、「受領委任払い取扱事業者」として、あらかじめ介護保険課に登録された業者である必要があります。事業者の登録情報については、介護保険課までお尋ねください。

《問い合わせ先》　一宮市 介護保険課介護保険グループ
電話（0586）28-9018（直通）